

南伊勢町地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱

(設置)

第1条 地域経済循環創造事業交付金に係る事業募集要領（令和7年南伊勢町公示第7号）及び南伊勢町地域経済循環創造事業補助金交付要綱（令和7年南伊勢町告示第45号）第5条第2項の規定に基づき、当該補助金交付申請の事前審査を行うため、南伊勢町地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知）第4条に定めるもののほか当該補助金の申請内容等について必要な事項を審査する。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) まちづくり推進課長
- (4) 事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する課長

2 会長は、副町長をもって充てる。

(審査会)

第4条 審査会は、事業採択の申請があったときに、適宜開催する。

2 審査会では地域経済循環創造事業交付金に係る事業募集要領「7選定」で定める採点基準のもと審査し、会長及び各委員の評価点が基準の全ての項目において6割以上となった事業について、本町が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、合議により申請事業を選定する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

5 審査会は、非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めたときは、会議の議事録の全部又は一部を公開することができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。